

序

岩谷十郎先生は、二〇二六年三月末をもって、慶應義塾大学法学部を定年退職される。

岩谷先生は、一九八四年に慶應義塾大学法学部法律学科を卒業し、同大学大学院法学研究科公法学専攻修士課程に進学され、一九八九年三月に同研究科公法学専攻後期博士課程を単位取得退学されるとともに、同年四月より法学部専任講師に就任された。以後、一九九二年に助教、二〇〇一年に教授に昇任され、その間、一九九七年からの二年間、フランス国立東洋言語文明研究院（INALCO）訪問研究員として見聞を広められた。

先生は、法学部教授向井健先生の下で日本法制史の研究を志し、手塚豊先生（本塾名誉教授）の確立された実証的な方法論を基礎としつつ、大学院時代においては、勝田有恒先生（一橋大学名誉教授）・上原行雄先生（同前）・大木雅夫先生（上智大学名誉教授）の薫陶を仰がれることで比較法、比較法史、及び法哲学についての学識を蓄えられ、法文化論という新しい学問領域へも関心を広げられた。近世から近代へと移行する変動期の明治日本において、「法」がどのように西洋からもたらされ、既存の秩序とどのように接触して「法学」として学識化されていくのか、複雑な背景事情が二重三重にも入り組んだこのテーマに、先生は史資料の博捜を通じて、ある時は中央・地方の司法官や弁護士たちの残した断片的な文書から、ある時は西洋からやってきたお雇い外国人たちの残した書簡などから接近を図られた。その一端を一書として纏め、義塾賞を受けられた『明治日本における法解釈と法律家』（慶應義塾大学出版会、二〇一二年）は、日本近代法制史学にとって唯一無二の成果となっている。

る。また、長年に亘って教育・研究上の関心を共にされた森征一先生（本塾名誉教授）との共編による『法と正義のイコノロジ』(慶應義塾大学出版会、一九九七年)は、非文字資料たる画像を素材に「法」を読み解く斬新な切り口をわかりやすく提示し、わが国の法文化研究に新たな息吹を吹き込んだ。この二書に限らず、数多発表された書籍や論考の評価に裏打ちされ、二〇一四年一月から二〇一九年三月まで法文化学会理事長を、二〇一八年七月から二〇二〇年六月まで法制史学会代表理事を務められている。

先生の学問を支える幅広い学識は、教育においても如何なく発揮された。課題図書の輪読の形式をとる研究会においては、学生から提示されたときには生煮えの意見を尊重しつつも、先生により提示される新たな視角に気づきを得ることで、学生はいつしかより深い思索へと導かれていくことになる。都合三三期を数える研究会に参加したOB・OGたちの人生には、学生時代のこの思索の経験が確実に刻まれており、その結末は今でも極めて強固である。卒業生の中には大学教員の専任職に就いた者も少なくなく、出口雄一本塾法学部教授を筆頭に、それぞれみな大いに活躍している。

もちろん、先生は講義においてもその学識を惜しむことなく披露され、その穏やかな口調も手伝い、通学生はもとより、通信教育の学生にも広く支持された。東アジア史への深い理解に基づく留学生に対しての暖かい視線もまた、特筆すべきであろう。

先生の柔軟なお人柄に伴う巧みな調整力は、その卓抜した事務能力も相俟って、学内業務の重要な担い手としての期待に結びついた。学部や大学院の学習指導はもとより人事委員長、学部長補佐等の重要な役割を長く担われたが、二〇一五年一〇月から二〇二二年七月にかけては、足かけ三期に亘って法学部長・法学研究科委員長を務められ、「法曹コース」の創設や新型コロナウイルス対応等学内外の困難にも巧みに舵取りをされた。更に、二〇二一年八月からは慶應義塾常任理事、二〇二五年五月より副学長職の重責を担われている。

幼稚舎出身である先生の慶應への愛は大変深いものがある。法学部に就任された翌年から所員として務められた慶應義塾福澤研究センターにおいては、二〇一二年から二〇一五年にかけて所長を務められており、学問の対象としても慶應と福澤を深く理解されておられるが、とりわけ、大学の社会的位置づけが問われる昨今、塾を代表する立場としてこの問いに応じる先生の信念は、常に慶應への愛に支えられているように思われる。

今後、も常任理事のお立場としてお会いする機会はあるものの、先生が法学部を退職されることはやはり大変に寂しい。長年に亘る法学部へのご貢献に心よりの感謝を申し上げます、ますますのご健勝と今後のご研究の更なる進展を祈念し、本号を献呈させていただく次第である。

二〇二五年一月

法学部長 亀井 源太郎